



## パートさんに社会保険を新たに適用する企業様

10/1 から最低賃金が上がり、社会保険の扶養から外れやすくなっています。そこでパートの労働時間を延長し、新たに社会保険に加入させる場合、助成金がもらえることをご存じですか？

### キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

リーフレットはこちら



#### ★労働時間延長メニュー

下記①～④いずれかの取組を行うと、1人あたり**30**万円が支給されます。

- ① 週所定労働時間を**4時間**以上延長し、社会保険を適用  
⇒賃金増額は特に必要ではない
- ② 週所定労働時間を**3時間以上4時間未満**延長し、社会保険を適用  
⇒基本給5%以上アップが必要
- ③ 週所定労働時間を**2時間以上3時間未満**延長し、社会保険を適用  
⇒基本給10%以上アップが必要
- ④ 週所定労働時間を**1時間以上2時間未満**延長し、社会保険を適用  
⇒基本給15%以上アップが必要



### 本コースの対象になる労働者とは？

- ・現在の事業所において過去2年以内に社会保険に加入していない従業員
- ・過去6ヵ月以上、継続雇用されていたこと



### ポイント

- ②③④（延長4時間未満）の場合、社会保険適用後、手取りが減少しないこと。
- ②③④（延長4時間未満）の場合、基本給の増額のみでの対応が必要。  
（上記数値の基本給増額を行って、残りは手当で対応は不可）。
- 正社員は対象外。従って社保加入と同時に正社員化する場合は申請不可。
- 特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数**51人以上**）の企業様に限っては、上記コースに加えて「手当等支給メニュー」が併用できます。

## ★現在、特定適用事業所でない企業様（50人以下の企業様）

扶養の範囲内（年収130万円）で勤務するパート従業員が、新たに社会保険に加入する場合（週所定労働時間30時間以上）、5時間以上の延長が必要になると考えられます。従って実質的に「①」での申請になると考えます。



## 受給までの大まかなスケジュール

キャリアアップ計画書作成※ → 社会保険加入・労働時間延長

6ヵ月以上の雇用期間（社会保険未加入）

6ヵ月以上継続雇用（社会保険加入）

申請期間（2ヵ月以内）

社会保険加入前にキャリアアップ計画書の提出が必要となります。



## 提出書類、揃ってますか？

- 就業規則（週所定労働時間）
- 賃金台帳（社会保険適用前後6ヵ月）
- 出勤簿またはタイムカード
- 労働契約書等（社会保険適用前後）

※上記以外にも求められることがあります（詳細はマニュアル参照ください）。

本助成金の詳細な問合せ先

兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 電話番号：078-221-5440

### 【中小機構】虎ノ門オンラインアドバイスのご案内

商品開発やプロモーション、販路開拓等について、各業界のプロフェッショナルが共に考え実践的なアドバイスを提供していただけます。  
詳細はホームページをご覧ください。

2024年度

各分野の“プロ”による

Be a Great Small  
中小機構

## 虎ノ門オンラインアドバイス

### 商品開発や販路開拓に 実践的なワンポイントアドバイス

商品開発やプロモーション、販路開拓等について、お困りごとはありませんか？  
パートナー企業の現役バイヤー、実務担当者がアドバイザーとなり、  
実践的なワンポイントアドバイスを提供します。



現役バイヤー等が  
アドバイス



1回 45分



無料  
事前申込



オンライン

(1テーマにつき2回まで相談可能)



虎ノ門オンライン  
アドバイス  
ホームページ

本情報は、令和6年11月1日時点の情報を掲載しております。

本件は、各営業店の担当者までお問い合わせください。支援担当者をご説明させていただきます。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただきますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら